

○旅館，ホテルの防火安全に係る通知書等及び飲食店等の営業許可に関する証明書等事務処理要領

(平成6年3月24日新消指第419号)

改正 平成12年4月10日 新消指第31号

平成17年2月7日 新消指第1658号

平成24年1月16日 新消設第212号

平成26年6月30日 新消設第76号

令和元年8月1日 新消設第42号

令和3年6月30日 新消企第179号

(趣旨)

第1条 この要領は，消防庁から通知のあった「「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」の運用について」に基づく新潟県総務部長通知（昭和56年2月17日付け消第126号）による新潟市内の旅館，ホテルに関する法令等の許可，登録，指定，届出等の権限を持つ行政機関（以下「関係行政機関」という。）に提出する書類に添付される消防法令に適合している旨の通知書（以下「通知書」という。）及び旅行関係者からの防火安全に関する照会に対する回答書の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(平12新消指31・一部改正)

(通知書の交付)

第2条 通知書の交付申請は，別表の申請区分に従って消防法令適合通知書交付申請書（別記様式第1号）により所轄消防署長（以下「署長」という。）に提出させるものとする。

2 署長は，前項の申請書を受理したときは，速やかに防火管理及び消防用設備等の状況について調査し，消防法令に適合していると認められるときは，別表の申請区分に従って消防法令適合通知書（別記様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(平 2 4 新消設 2 1 2 ・ 一部改正)

(回答書の交付)

第 3 条 署長は、旅館、ホテルの防火安全に関して旅行関係者（個人を除く。）から照会のあったときは、立入検査の結果に基づき旅行関係者からの照会に対する回答書（別記様式第 3 号）により回答するものとする。

2 前項の回答書の交付申請は、文書により提出させるよう指導するものとする。

(関係行政機関との連絡協調)

第 4 条 署長は、関係行政機関から旅館、ホテルの防火安全に関する通知があったときは、これに適切に対応するとともに、その結果を当該関係行政機関に通知するものとする。

2 署長は、旅館、ホテルに対し消防法に基づく措置を命じたときは、当該命令書の写しを添付して関係行政機関に通知するものとする。

(証明書の交付)

第 5 条 証明書交付の範囲は、興業場法、公衆浴場法及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（旅館、ホテルを除く。）の規定に基づく営業許可申請書に添付するものについて適用するものとする。

2 証明書の交付申請は、消防用設備等についての証明申請（別記様式第 4 号。以下「証明申請」という。）に建築確認申請書の写し又は防火対象物概要表（別記様式第 5 号）を添付して、2 通署長に提出させるものとする。

3 署長は、前項の申請を受理したときは、速やかに消防用設備等に対する調査副申書（別記様式第 6 号）により調査し、消防法令に適合していると認められるときは、証明申請の 1 通に証明し申請者に交付するものとする。

(平 1 2 新消指 3 1 ・ 一部改正)

附 則

1 この要領は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

- 2 この要領に基づく、通知書等及び証明書の交付による手数料は徴収しない。
- 3 「旅館、ホテル、飲食店営業等施設の防火安全に関する通知書、意見書及び証明書
交付事務処理要領」（昭和56年3月30日新指第362号）は、廃止する。

附 則 （平成17年新消設第1658号）

この要領は、平成17年2月10日から施行する。

附 則 （平成24年新消設第212号）

この要領は、平成24年2月1日から施行する。

附 則 （平成24年新消設第76号）

この要領は、平成26年8月1日から施行する。

附 則 （令和元年新消設第42号）

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

附 則 （令和3年新消企第179号）

（施行期日）

- 1 この要領は、令和3年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これ
を取り繕って使用することができる。

別表（第2条関係）（平24新消設212・一部改正）

申 請 区 分	関係行政機関
旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の規定による営業の許可	保 健 所 長
旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条の規定による施設又は設備の変更届出	
国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第3条又は第18条第1項の規定による登録	国 土 交 通 大 臣
国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規定による施設に関する登録事項の変更の届出	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条の規定による営業許可	新潟県公安委員会委員長
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第9条の規定による構造又は設備の変更等の承認，届出	

別記様式1号（第2条関係）

消防法令適合通知書交付申請書

年 月 日

新潟市 消防署長 様

申請者
住 所
氏 名

下記の旅館又はホテルについて、消防法令に係る消防法令適合通知書の交付を申請
します。

記

- 1 名 称 （旅館又はホテルの名称）
- 2 所在地 （旅館又はホテルの所在地）
- 3 申請理由区分
 - ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の規程による営業の許可
 - イ 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条の規程による施設
又は設備の変更届出
 - ウ 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第3条又は第18条第
1項の規程による登録
 - エ 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第7条第1項又は第1
8条第2項において準用する第7条第1項の規程による施設に関する登録事
項の変更の届出
 - オ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12
2号）第3条の規程による営業許可
 - カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12
2号）第9条の規程による構造又は設備の変更等の承認、届出
 - キ 財団法人国民旅館指導センターの行う国民旅館の指定

整 理 番 号		交 付 番 号	
受 理 年 月 日		交 付 年 月 日	

※ この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式2号（第2条関係）

消 防 法 令 適 合 通 知 書

第 号
年 月 日

様

新潟市 消防署長

年 月 日付で交付申請のあった下記の旅館又はホテルについては、消防法令に適合していると認め、通知します。

記

- 1 名称（旅館又はホテルの名称）
- 2 所在地（旅館又はホテルの所在地）
- 3 申請者
- 4 立入検査実施日
- 5 申請理由区分
 - ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の規程による営業の許可
 - イ 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条の規程による施設又は設備の変更届出
 - ウ 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第3条又は第18条第1項の規程による登録
 - エ 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第7条第1項又は第18条第2項において準用する第7条第1項の規程による施設に関する登録事項の変更の届出
 - オ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条の規程による営業許可
 - カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第9条の規程による構造又は設備の変更等の承認、届出
 - キ 財団法人国民旅館指導センターの行う国民旅館の指定
- 6 備考

※ この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

旅行関係者からの照会に対する回答書

第 号
年 月 日

様

新潟市 消防署長

年 月 日付けで照会のあった下記旅館又はホテルの消防法令の適合状況について次のとおり回答します。

記

- 1 名称 (旅館又はホテルの名称)
- 2 所在地 (旅館又はホテルの所在地)
- 3 代表者氏名
- 4 消防法令適合状況

防火対象物点検報告対象物

点検基準適合確認済 確認期日 年 月 日

点検基準不適合 確認期日 年 月 日

点検未報告

特例認定通知書交付済

交付期日 年 月 日

有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日

特例認定取消書

交付期日 年 月 日

防災管理点検報告対象物

点検基準適合確認済 確認期日 年 月 日

点検基準不適合 確認期日 年 月 日

点検未報告

特例認定通知書交付済

交付期日 年 月 日

有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日

特例認定取消書

交付期日 年 月 日

防火対象物に係る表示制度対象物

表示基準適合通知書交付済

交付期日 年 月 日

有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日

表示基準不適合通知書

交付期日 年 月 日

防火対象物に係る表示制度対象外対象物

表示制度対象外施設通知書交付済

交付期日 年 月 日

上記の対象物以外

立入検査実施日 年 月 日

消防法令適合

消防法令不適合

5 備考

別記様式4号 (第5条関係)

消防用設備等についての証明申請

年 月 日

新潟市 消防署長 様

申請者 住所

氏名

下記について証明してください。

理 由	営業許可申請のため	
提 出 先	保健所	警察署
所 在 地		
名 称		
構 造 ・ 延 面 積		
防火対象物の区分 (消防法施行令別表 第1) 及び用途	区 分 () 項	用途
	(16)項	の部分で ある ない
設置されている消防 用設備等の種類	消 火 設 備	
	警 報 設 備	
	避 難 設 備	
	消火活動上必 要な施設	
第 号	消防法の規定に基づく消防用設備等の技術基準に適合していることを証明する。	
	年 月 日	
	新潟市 消防署長 印	

※ 申請者は太線内だけ記入してください。

この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式5号 (第5条関係)

防火対象物概要表

建築物概要					
階層	地下階	地上階	延べ面積		m ²
主要構造部	①耐火構造		②準耐火構造		③木造 ④その他
その他					
階別	床面積	用途又は 室名	内装仕上げ		特記事項
			天井	壁	
設置してある消防用設備等の概要					
消火設備					
警報設備					
避難設備					
消火活動上 必要な施設					
収容人員	客数	人	従業員	人	計 人
備考					

※ この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式6号 (第5条関係)

年 月 日

消防用設備等に対する調査副申書

職

氏名

印

証明願出者 住所・氏名		
営業施設所在地		
名称		
構造		①耐火構造 ②準耐火構造 ③木造 ④その他
規模		地下階 地上階 建面積 m ² 延面積 m ²
消防用設備等 の 状 況	消火設備	
	警報設備	
	避難設備	
	消火活動上 必要な施設	
収容人員		客数 人 従業員 人 計 人
証明するに消防 上支障の有・無		
備考		

※ この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。